

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号

ならびに会社法施行規則第189条に定める書面)

2020年10月1日

日本化薬株式会社

株式会社ポラテクノ

2020年10月1日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
日本化薬株式会社
代表取締役社長 涌元 厚宏

新潟県上越市板倉区稲増字下川原192番地6
株式会社ポラテクノ
代表取締役社長 笹川 等

日本化薬株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）および株式会社ポラテクノ（以下「吸収分割会社」といいます。）は、2020年5月22日付で締結しました吸収分割契約に基づき、吸収分割会社が有する事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関する会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条の規定に基づく事後開示事項は、下記の通りです。

記

1. 本分割の効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2020年10月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過（株主の差止請求手続）
会社法第784条の2の規定に基づく本分割の差止請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（株主の買取請求手続）
吸収分割会社は、本分割が会社法第784条第1項の規定に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約買取請求手続）
吸収分割会社は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行しておりませんので、同条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者異議手続）
吸収分割会社は、会社法第789条第2項および第3項の規定により、2020年7月9日に官報にて公告を行い、かつ知れたる債権者に対して個別催告を行いました。が、本分割に異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）
 - (1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過（株主の差止請求手続）
本分割は会社法第796条第2項に定める簡易分割に該当するため、会社法第796条の2に定める請求はありませんでした。
 - (2) 会社法第797条の規定による手続の経過（株主の株式買取請求手続）
本分割は会社法第796条第2項に定める簡易分割に該当するため、会社法第797条に定める請求はありませんでした。
 - (3) 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者異議手続）
吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、2020年7月9日官報および2020年9月1日から同年9月30日までの期間行った電子公告により、債権者に対し本分割に対する異議申述の旨の公告を行いました。が、本分割に異議を述べた債権者はありませんでした。
 4. 本分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）
吸収分割承継会社は、効力発生日である2020年10月1日をもって、本件吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の液晶ディスプレイ用部材、液晶プロジェクト用部材等の製造販売事業に係る権利義務を承継いたしました。
 5. 本分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）
2020年10月9日までに申請予定です。
 6. その他本分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）
該当事項はありません。

以 上